# Ⅲ 基本理念(私たちが目指すもの)

# 「住民、民間、行政が協働して、誰も孤立せず、 自分らしく暮らせるまちづくりを進めます」

地域に住む住民、生活問題を抱える当事者、ボランティア、福祉サービスの事業所、町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員、NPO、葉山町社会福祉協議会、葉山町行政などが、ともに協力して、一人ひとりが葉山町民として心休まることができる地域、自分の能力を生かせる地域を目指します。



地域住民、当事者、ボランティア、サービス事業所、町内会、民生委員児童委員、NPO、社協、行政など

# IV 基本方針

# 1 第四次葉山町総合計画との関係

葉山町行政では、まちの将来像とこれを実現するためのまちづくりの基本目標や取り組みの方向を示すため、平成27年度(2015年度)を初年度とし、36年度(2024年度)までの10年間を計画期間とする第四次葉山町総合計画を策定しました。

この総合計画の基本構想では、「"人を育てる"葉山」、「"暮らしを守る" 葉山」、「"活力を創造する"葉山」「"みんなでつくる"葉山」の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めていくこととしています。

4つの基本理念のうち、「"暮らしを守る" 葉山」は、豊かな自然環境を守りつつ、相互の支えあいと心がけによって、だれもが生き生きと自分らしく、心穏やかに安心した生活を送ることができる"暮らしを守る" 葉山をめざしています。

葉山町地域福祉推進プランは、第四次葉山町総合計画における「"暮らしを守る"葉山」の中の「支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている」まちを実現するための計画として位置づけられるものです。

# 2 各種福祉計画との連動

葉山町行政には、福祉分野の計画として、葉山町次世代育成支援行動計画、葉山町子ども・子育て支援事業計画、葉山町障害者福祉計画、葉山町高齢者福祉計画、介護保険事業計画があります。

葉山町地域福祉推進プランは、各種福祉計画と連動しながら各計画では対応できない地域の福祉課題に対応していくことを目指しています。

したがって、既存の各分野の福祉計画に共通の地域に関する部分をつなぎながら、各計画では対応できない地域の福祉課題を必要としている方々に対し、地域住民と一体となって地域福祉の取り組みを推進していくものです。



# 3 日常生活圏域について

日常生活圏域についての基本的な考え方は第3次葉山町地域福祉活動 計画における圏域設定を引き継ぐこととします。

町民の誰もが孤立することなく相互に支えあう力を強くすることが重要であることから、本計画では、日常生活の中で容易に行き来ができ、社会関係が持てる小さな地域で行う小地域福祉活動を効果的に推進するため、活動内容に合わせて重層的な日常生活圏域を設定しています。

## (1) あいさつ圏域(50~100世帯程度)

物理的にも精神的にも距離が近く、人と人の継続したかかわりがある、又は作ることができる圏域であり、一人ひとりの生活問題を発見し、孤立した生活に"面"の関係を作り上げます。

## (2) 民生委員活動圏域(200~300 世帯程度)

民生委員・児童委員が相談支援を行う圏域です。あいさつ圏域3ヵ 所程度に相当する規模であり、<u>小地域コーディネーター (\*\*2)</u> やサロン 活動との連携でより効果的な活動ができ、また、連携している担い手 の中から次代の民生委員・児童委員の輩出が期待されます。

(※2) **小地域コーディネーター**:小地域福祉活動推進組織において有償又は無償の個別支援活動を行う上で、依頼者からの相談を受け支援者やその他の社会資源の活用を支援するコーディネーター

## (3) 町内会・自治会活動圏域(100~1,400 世帯程度)

住んでいる人が「わが町」と思えて組織的な活動が可能な圏域です。 町内会・自治会などが中心となり、ミニデイサービス、サロン活動、 子ども会の設置支援のほか、防災・防犯・ゴミ減量活動などが行われ ており、現在、一番活発に活動が行われている圏域です。

#### (4) 小地域福祉活動推進組織設置圏域

単一又は複数の町内会・自治会からなる圏域で、地区社会福祉協議会方式やボランティアセンター方式、町内会福祉部方式の小地域福祉活動推進組織を設置する圏域です。地域性が共通しており、地域の福祉課題や活動方針の合意などでまとまりやすいのが特徴です。

現在、長柄地区を除く地域に小地域福祉活動推進組織が設置されています。

## 【地域により異なる圏域設定】

全ての地域があいさつ圏域から小地域福祉活動推進組織設置圏域までの4つの圏域に整理されるわけではありません。例えば、木古庭地区は町内会、小地域福祉活動推進組織、大字の地域が同じなので3圏域で構成されることになります。

| 圏域名 地区名 | あいさつ<br>圏域 (目安) | 民生委員 活動圏域 | 町内会·自治会<br>活動圏域 | 小地域福祉活動<br>推進組織設置<br>圏域 |
|---------|-----------------|-----------|-----------------|-------------------------|
| 木古庭地区   | 8ヵ所             | 3ヵ所       | 1ヵ所             |                         |
| 上山口地区   | 11ヵ所            | 3ヵ所       | 1ヵ所             |                         |
| 下山口地区   | 12 ヵ所           | 3ヵ所       | 1ヵ所             |                         |
| 一色地区    | 42ヵ所            | 13ヵ所      | 9ヵ所             | 1ヵ所                     |
| 堀内地区    | 39ヵ所            | 15ヵ所      | 12ヵ所            | 1ヵ所                     |
| 葉桜地区    | 13 ヵ所           | 4ヵ所       | 1ヵ所             |                         |
| イトーピア地区 | 8ヵ所             | 3ヵ所       | 1ヵ所             |                         |
| 長柄下地区   | 3ヵ所             | 1ヵ所       | 1ヵ所             | 未定                      |
| 長柄地区    | 13ヵ所            | 3ヵ所       | 1ヵ所             | <b></b>                 |

- i 木古庭地区、上山口地区は平成 28 年 10 月の地区の世帯数/75 世帯(小数点以下切捨)で算出しました。
- ii 一色地区、堀内地区、葉桜地区、長柄下地区、長柄地区は平成 28 年度町内会・自治会加入世帯 /75 世帯 (小数点以下切捨)で算出しました。
- 前下山口地区は班、イトーピア地区は班(ブロック)をあいさつ圏域としています。

# 4 小地域福祉活動推進組織の機能

住民が地域福祉活動に参加しやすい環境を作るとともに、住民自らが主体となり、地域における日常生活上の悩みや生活問題に対する解決方法などについて生活者の視点で協議、企画し、活動する中核となる「小地域福祉活動推進組織」の組織づくりを進める必要があります。

葉山町内を見渡してみますと、小さな町であるものの地域によって特性が大きく異なります。容易な行き来、文化や風習、所属する町内会・自治会など共通性のある圏域に小地域福祉活動推進組織の設置を進めます。

小地域福祉活動推進組織は、同じ地域の様々な立場の人が集まり、地域の福祉課題の解決方法について企画、検討する「協議の場」、地域の福祉課題解決に必要な取り組みを行ったり、担い手の募集や育成、必要に応じてボランティアグループなどを立ち上げたりするなどの「活動の場」の2つの機能が期待されます。

なお、小地域福祉活動推進組織は、町内会・自治会、民生委員・児童委員 やボランティアなど関係者の関わりが不可欠であるため、必要に応じて葉山 町民生委員児童委員協議会、葉山町町内会連合会、葉山町社会福祉協議会、 葉山町行政が協働で組織作りを進める必要があります。

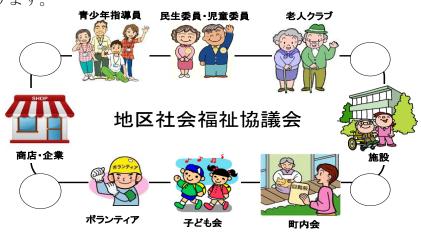
組織作りや活動は地域ごとに状況が違うため地域差が出ますが、各地域を 同じ水準にすることを目指すのではなく、地域の"強み"を生かして地域性 を発揮することを目指します。

## 【小地域福祉活動の形態】

#### ① 地区社会福祉協議会方式

地域の生活関連分野の団体により構成する組織です。公共性が高く団体 同士が連携しながら課題を共有し、1つの組織の取り組みを地域全体で支 え、地域力を高める効果が期待できます。

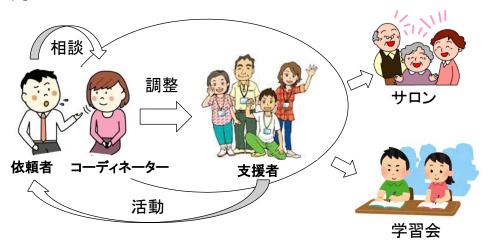
しかし、役員は当て職となることも多く、自由に動ける人材が少ない傾向にあります。



## ② ボランティアセンター方式

依頼者と支援者の間を取り持つコーディネーターからなる組織です。一人ひとりの相談から地域全体の問題を把握でき、活動の意思のある人が集まる組織のため、高い行動力や専門性、サロン活動や学習会などの取り組みも期待できます。

しかし、活動にかかわっていない住民への周知や理解が難しい場合があります。



## ③ 町内会福祉部方式

町内会・自治会の内部に福祉問題を取り扱う部署がある方式です。町内会・自治会内組織のため公共性が高く、他部署との連携がとりやすいことが特徴です。

しかし、事業の実施について原則的に総会で諮る必要や定期的な役員交 代のため、柔軟性や継続性に課題があります。



# ④ 公共性と行動力を併せ持った組織

幅広い住民の合意形成が可能な地区社会福祉協議会方式や町内会福祉部 方式にボランティアセンターの機能を加えることにより、公共性と行動力 を併せ持つ組織を作ることができます。

